

関東地方整備局入札監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)及び「随意契約見直し計画」(平成18年6月国土交通省)における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、関東地方整備局入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第2条 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 関東地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 関東地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
 - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
 - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
 - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
 - ニ 契約方式の選択
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 その他地方整備局長が審議を要すると認める事項

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員9人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる総会において、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(総会)

第5条 総会は、毎年度当初に開催するほか、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 総会は、非公開とし、総会の議事概要は、これを公表する。

(部会の設置)

第6条 委員会に第一部会及び第二部会を置く。

- 2 第一部会は、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第2条第3項に規定する港湾空港関係事務（以下「港湾空港関係事務」という。）を除く入札・契約手続に係る事項を、第二部会は、港湾空港関係事務における入札・契約手続に係る事項を、それぞれ審議する。
- 3 第一部会及び第二部会（以下「各部会」という。）に属すべき委員は、総会において委員の中から委員長が指名する。
- 4 各部会には、その部会に所属する委員の互選により部会長を置く。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を代理する。
- 7 委員会は、委員会としての定例会議の審議及び再苦情処理を各部会に行わせることができ、またその際の各部会による意見等をもって委員会による意見具申及び勧告並びに再苦情処理等とすることができる。

(部会の開催)

第7条 第2条第1号及び第2号の事務に係る各部会（以下「定例会議」という。）は、それぞれ部会長が召集し、原則として3箇月に1回以上、開催する。

- 2 第2条第3号の事務に係る各部会（以下「再苦情処理会議」という。）は、それぞれ部会長が召集し、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。なお、当該公表資料には、審議に付した抽出事案の入札方式及び別記様式2-1、2-2又は2-3の記載事項であって当該事案に係るものを含めること。

(抽出の委任)

第8条 各部会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第9条 抽出は、第15条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別の一覧表の中から、無作為の方法によって（工事については、入札・契約方式別に、無作為の方法によって）行う。

(意見の具申又は勧告)

第10条 各部会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、地方整備局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 各部会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

(再苦情処理)

第11条 各部会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 各部会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を関東地方整備局長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第12条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第13条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、主任監査官、総括調整官、契約管理官、技術開発調整官、経理調達課長及び品質確保室長が処理する。

(報告の様式)

第15条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式に定めるところによる。

附則

(施行時期)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則〔平成13年国関整監査第24号〕

この規則は、平成13年6月1日から適用する。

附則〔平成14年国関整監査第26号・国関整経調第335号〕

この規則は、平成14年9月5日から適用する。

附則〔平成19年国関整監査第13号・国関整経調第88号〕

この規則は、平成17年10月1日から適用する。

附則〔平成19年国関整監査第13号の2・国関整経調第88号の2〕

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附則〔平成19年国関整監査第34号・国関整経調第586号〕

この規則は、平成19年12月25日から適用する。

附則〔平成22年国関整監査第7号・国関整経調第72号〕

この規則は、平成22年4月1日から適用する。

附則〔平成31年国関整監査第2号・国関整経調第4号〕

この規則は、平成31年4月1日から適用する。